

四万十町国民保護計画 新旧対照表

No.	該当部分	項目名	変更後	変更前	変更理由
1	第1編第4章 (6頁中)	人口分布	平成27年国勢調査結果によると、 <u>四万十町の人口は17,325人</u> （県全体の <u>2.4%</u> を占める）である。少子・高齢化とも進んでおり、 <u>平成27年</u> の年少人口比率は <u>10.1%</u> まで低下し、高齢人口比率は <u>平成27年</u> で <u>42.4%</u> まで上昇している。 <u>四万十町人口ビジョンによると、平成32年は15,711人、平成37年は14,469人になる</u> と見込まれている。	平成12年国勢調査結果によると、 <u>旧窪川町、大正町、十和村の人口を合計した結果は21,844人</u> （県全体の <u>2.7%</u> を占める）である。少子・高齢化とも進んでおり、 <u>平成12年</u> の年少人口比率は <u>13.3%</u> まで低下し、高齢人口比率は <u>平成12年</u> で <u>31.6%</u> まで上昇している。 <u>このまま人口が減少し続けると、平成22年は18,799人、平成27年は17,108人になる</u> と見込まれている。	統計データの時点修正による
2	第1編第5章 2の① (9頁中)	想定されている武力攻撃事態	<u>・核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退城時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</u>	(新規)	国民の保護に関する基本指針の見直しにより追加されたため
3	第2編第1章 2の(3) (12頁中)	職員参集基準	(参集基準) <u>危機管理課（国民保護担当課）職員が参集</u>	(参集基準) <u>国民保護担当課職員</u> が参集	町の組織改正および名称の変更による
4	第2編第1章 第1の2(5) (13頁中)	町対策本部の組織	(名称) 副本部長（副町長・教育長） (代替職員) <u>危機管理課長</u>	(名称) 副本部長（副町長・教育長） (代替職員) <u>総務課長</u>	町の組織改正および名称の変更による
5	第2編第1章 第3の(3) (17頁中)	情報通信機器等の活用	<u>① 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の活用</u> <u>町民に対して迅速に警報を通知するため、消防庁が整備した全国瞬時警報システムを活用する。</u> <u>② 緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）の活用</u> <u>内閣官房が整備した緊急情報の双方向通信システムである緊急情報ネットワークシステムを活用し、国からの国民保護関連情報を収集する。</u>	(新規)	国民の保護に関する基本指針の見直しにより追加されたため

No.	該当部分	項目名	変更後	変更前	変更理由
6	第2編第1章 第4の3(1) (20頁中)	安否情報に係る省令、様式等の改正	(1) 安否情報の種類、 <u>収集</u> 及び報告の様式 町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、 <u>「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告」</u> の方法並びに安否情報の収集照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。） <u>」</u> 第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。	(1) 安否情報の種類及び報告様式 町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する	安否情報省令の改正による
7	第2編第1章 第5の2(1) (22頁中)	訓練の例示	(1) 町における訓練の実施 町は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、高知海上保安部、自衛隊等との連携 <u>による、NBC攻撃等により発生する武力災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするように努める。</u>	(1) 町における訓練の実施 町は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、高知海上保安部、自衛隊等との連携 <u>を図る。</u>	国民の保護に関する基本指針の見直しにより追加されたため
8	第2編第2章 1(1) (24頁中)	避難に関する基本的事項	(1) 基礎的資料の収集 町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト、 <u>避難行動要支援者名簿</u> 等必要な基礎的資料を準備する。	(1) 基礎的資料の収集 町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。	災害対策基本法の改正により用語変更されたため

No.	該当部分	項目名	変更後	変更前	変更理由
9	第2編第2章 1(3) (24頁中)	避難項目に関する事項	(3) 高齢者、障害者等 <u>避難行動要支援者</u> への配慮 町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、 <u>避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者</u> の避難対策を講じる。 その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「 <u>避難行動要支援者支援班</u> 」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。	(3) 高齢者、障害者等 <u>災害時要援護者</u> への配慮 町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、 <u>災害時要援護者</u> の避難対策を講じる。 その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「 <u>災害時要援護者支援班</u> 」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。	災害対策基本法の改正により用語変更されたため
10	第2編第2章 5 (25頁中)	避難施設の指定への協力	町は、県が行う避難施設の指定に際しては、 <u>施設の収容人数、構造、保有設備等</u> の必要な情報を提供するなど県に協力する。 町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。	町は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。 町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。	国民の保護に関する基本指針の見直しにより追加されたため
11	第3編第2章 1(3)表中 (32頁中)	町対策本部の組織等	(省略)	(省略)	町の組織改正および名称の変更による
12	第3編第2章 1(3)表中 (33～39頁中)	町の各課における武力攻撃事態における業務	(省略)	(省略)	町の組織改正および名称の変更による

No.	該当部分	項目名	変更後	変更前	変更理由
13	第3編第3章 1(2) (43頁中)	合同対策協議会の出席	(2) 国・県の現地対策本部との連携 町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。 <u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</u>	(2) 国・県の現地対策本部との連携 町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。	国民の保護に関する基本指針の見直しにより追加されたため
14	第3編第4章 第1の2(1) (46頁中)	警報の内容の伝達方法	(1) 警報の内容は、<u>緊急情報ネットワークシステム(E-m-n e t)、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)</u>等を活用し、地方公共団体に伝達される。町長は、<u>全国瞬時警報システム(J-A L E R T)</u>と連携している情報伝達手段等により、<u>原則として以下の要領により行う。</u> (中略) <u>※ 全国瞬時警報システム(J-A L E R T)によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム(E-m-n e t)によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u>	(1) 警報の内容の<u>伝達方法については、当面の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</u> (中略) (新規)	緊急情報ネットワークシステム及び全国瞬時警報システムの運用開始による
15	第3編第4章 第1の2(2) (47頁中)	警報の内容の伝達方法	(前略) この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>避難行動要支援者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。	(前略) この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>災害時要援護者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。	災害対策基本法の改正により用語変更されたため

No.	該当部分	項目名	変更後	変更前	変更理由
16	第3編第4章 第1の2(3) (47頁中)	警報の内容の伝達方法	(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、 <u>避難行動要支援者</u> について、防災・福祉部局との連携の下で、 <u>避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者</u> に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、 <u>災害時要援護者</u> について、防災・福祉部局との連携の下で、 <u>災害時要援護者</u> に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	災害対策基本法の改正により用語変更されたため
17	第3編第4章 第2の2(2) (49頁中)	避難実施要領の作成	⑥ <u>要支援者</u> の避難方法の決定（ <u>避難行動要支援者</u> 支援班の設置）	⑥ <u>要援護者</u> の避難方法の決定（ <u>災害時要援護者</u> 支援班の設置）	災害対策基本法の改正により用語変更されたため
18	第3編第4章 第2の3(2) (51頁中)	避難住民の誘導等	消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、 <u>避難行動要支援者</u> の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。	消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、 <u>自力歩行困難な災害時要援護者</u> の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。	災害対策基本法の改正により用語変更されたため
19	第3編第4章 第2の3(2) (51頁中)	避難住民の誘導等	消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、 <u>避難行動要支援者</u> に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。	消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、 <u>災害時要援護者</u> に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。	災害対策基本法の改正により用語変更されたため
20	第3編第4章 第2の3(5) (51・52頁中)	避難住民の誘導等	<u>(5) 大規模集客施設等における避難</u> <u>町長は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるように必要な対策をとる。</u>	(新規)	国民の保護に関する基本指針の見直しにより追加されたため

No.	該当部分	項目名	変更後	変更前	変更理由
21	第3編第4章 第2の3① (53頁中)	弾道ミサイルによる攻撃の場合の避難	※ <u>弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。</u>	(新規)	国民の保護に関する基本指針の見直しにより追加されたため
22	第3編第5章 3(1) (56頁中)	救援の基準等	町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(<u>平成25年内閣府告示第229号</u>)。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、 <u>内閣総理大臣</u> に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。	町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(<u>平成16年厚生労働省告示第343号</u>)。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、 <u>厚生労働大臣</u> に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。	災害対策基本法等の改正による
23	第3編第7章 第4の1(3) (66頁中)	安定ヨウ素剤の服用	(3) <u>安定ヨウ素剤の服用</u> 町長は、安定ヨウ素剤の予防服用 <u>の実施等については、高知県地域防災計画の定める例により行う。</u>	(3) <u>安定ヨウ素剤の配布</u> 町長は、安定ヨウ素剤の予防服用 <u>に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。</u>	国民の保護に関する基本指針の見直しにより追加されたため
24	第3編第7章 第4の1(4) (66頁中)	飲食物の摂取制限	(4) <u>飲食物の摂取制限</u> 町長は、 <u>飲食物の摂取制限等の措置については、高知県地域防災計画の定める例により行う。</u>	(新規)	国民の保護に関する基本指針の見直しにより追加されたため
25	第3編第9章 2(2) (71頁中)	廃棄物処理対策	① 町は、地域防災計画の定めに準じて、「 <u>災害廃棄物対策指針</u> 」(<u>平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室</u>)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	① 町は、地域防災計画の定めに準じて、「 <u>震災廃棄物対策指針</u> 」(<u>平成10年厚生省生活衛生局作成</u>)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	環境省が定める指針の見直しによる